

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20230222	名古屋市（法人番号3000020231002）代表者小林史郎	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1	中川営業所	愛知県名古屋市中川区法華2丁目98番地1	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	道路運送法第16条第1項	令和4年7月27日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)、(2)一般準則(職務遂行の指導、措置)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	3	2
2	20230222	富士急シティバス株式会社（法人番号3080101003809）代表者井原一泰	静岡県沼津市東椎路475番地	本社営業所	静岡県沼津市東椎路字東荒475	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和4年7月21日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(3)運転基準図作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
3	20230222	京福バス株式会社（法人番号8210001007536）代表者岩本裕夫	福井県福井市日之出五丁目3-30	福井営業所	福井県福井市日之出五丁目3-30	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	道路運送法第16条第1項	令和4年7月22日及び令和4年7月25日並びに令和4年10月25日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)、(2)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	10	2
4	20230222	京福バス株式会社（法人番号8210001007536）代表者岩本裕夫	福井県福井市日之出五丁目3-30	坂井営業所	福井県あわら市国影36字106番地	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項	令和4年9月27日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	10	1

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5 20230222	京福バス株式会社(法人番号8210001007536) 代表者岩本裕夫	福井県福井市日之出五丁目3-30	丸岡営業所	福井県坂井市丸岡町西里丸岡第12号9番地3	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項	令和4年9月28日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	10	1